

柳井地区広域消防組合 個別施設計画

令和3年3月
柳井地区広域消防組合

目次

1	個別施設計画策定の経緯と目的	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	対象施設の現状と課題	2
	(1) 対象施設の現状	2
	(2) 対象施設の課題	2
5	対象施設の劣化状況調査及び劣化度評価	3
	(1) 劣化状況の調査及び評価基準	3
	(2) 劣化度の評価	4
6	対象施設の管理に係る基本的な方針	5
	(1) 過去の対策内容	5
	(2) 今後の基本的な方針	6
7	対策の優先順位の考え方	6

1 個別施設計画策定の経緯と目的

平成29年3月30日付け消防総第198号で「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における個別施設毎の長寿命化計画の策定依頼等について（依頼）」が発出され、消防の事務を処理する一部事務組合においても個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定するよう要請がされたところです。

当消防組合では、平成29年1月に柳井地区広域消防組合公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しており、各施設の個別施設計画が必要となっています。

個別施設計画は、総合管理計画の基本方針である効果的な維持管理・更新整備に基づく消防施設の長寿命化と中長期的なトータルコストの縮減を推進するための具体的な取組を示すものです。

2 計画期間

個別施設計画の計画期間は、中長期的な展望が不可欠であることから、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

3 対象施設

個別施設計画で対象とする施設は、総合管理計画に定める消防施設のうち、南出張所、東出張所、西部出張所、中部出張所、東部出張所とします。

なお、消防本部・柳井消防署については、竣工から50年近くが経過しており、施設の老朽化が進んでいること、また、国道188号線柳井・平生バイパス道路事業により、現在のように庁舎から国道への出入りができなくなること等、消防庁舎建替が喫緊の課題となっていることから、消防本部・柳井消防署の現地建替又は移転建替を前提とした具体的な構想及び計画を令和3年度に策定予定であり、消防庁舎の建替を進めているため、今回の個別施設計画から除外することとし、維持管理等については、事後保全で対応します。

4 対象施設の現状と課題

(1) 対象施設の現状

対象施設の稼働年数を見てみると、昭和46年度から平成12年度にかけて整備され、耐用年数目前の建物が、西部出張所、中部出張所、東部出張所の3施設あり、いずれも周防大島町に配置されています。

また、南出張所、東出張所についても、稼働年数が耐用年数の半分以上を超えている状況です。

表1 本計画の対象施設

施設名称	構造	延床面積 (㎡)	取得年度	稼働 年数	耐用 年数	地上 (階)	地下 (階)
南出張所	S	365.25	2000年度	20	38	2	0
東出張所	RC	256.37	1992年度	28	50	1	0
西部出張所	RC	512.00	1971年度	49	50	2	0
中部出張所	RC	155.40	1971年度	49	50	1	0
東部出張所	RC	155.54	1971年度	49	50	1	0

RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

(2) 対象施設の課題

ア 南出張所

非常用自家発電設備は、固定式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

イ 東出張所

① 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。

② 非常用自家発電設備は、移動式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

ウ 西部出張所

- ① 竣工から４９年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- ② 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。

エ 中部出張所及び東部出張所

- ① 竣工から４９年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- ② 女性専用施設が整備されていないため、女性職員を配置することが困難です。
- ③ 庁舎敷地が狭く、職員の各種訓練ができない状況です。また、来庁者の駐車場及び災害発生時に職員を非番招集した際、駐車も困難な状態です。
- ④ 非常用自家発電設備は、移動式の発電機で対応しており、庁舎が沿岸部に位置しているため、津波等により浸水の危険性があります。

５ 対象施設の劣化状況調査及び劣化度評価

(1) 劣化状況の調査及び評価基準

劣化状況の調査については、表２に示す項目について、目視による調査を実施し、表３の評価基準に基づき、４段階（Ａ～Ｄ）で評価します。

表２ 劣化状況の調査項目

部位・設備等	構造
構造部	ひび割れ、錆、白華、鉄筋露出、欠損等
屋根・屋上	床面のひび割れ・剥離、シーリング材の損傷等
外壁	外壁のひび割れ・剥離、シーリング材の損傷等
内部	仕上げ材の浮き・たわみ・剥離・破損等
機械設備	給排水設備、空調・換気設備、衛生設備の不具合
電気設備	受変電設備、照明器具の不具合等

表 3 劣化状況の評価基準

評価	基準	修繕等の優先度
A	おおむね良好	低い
B	部分的に劣化	普通
C	広範囲の劣化	優先
D	早急に対応する必要がある	早急

(2) 劣化度の評価

対象施設の劣化度の評価を、(1)劣化状況の調査及び評価基準により、表 4 のとおり行いました。

表 4 劣化度の評価

施設名称	劣化状況					
	構造部	屋根・屋上	外壁	内部	機械設備	電気設備
南出張所	B	B	B	B	B	B
東出張所	B	C	B	B	B	B
西部出張所	C	C	B	B	C	C
中部出張所	C	C	B	B	C	C
東部出張所	C	C	B	B	C	C

6 対象施設の管理に係る基本的な方針

(1) 過去の対策内容

過去10年の間に表5のとおり対策を実施しています。

新耐震基準を満たしていない施設については、平成23年に耐震診断を実施し、平成24年に中部出張所を、平成25年に西部出張所をそれぞれ耐震化しています。

また、平成28年に東部出張所の庁舎外壁及び改修工事を、令和2年に中部出張所の庁舎内部等改修工事を実施しています。

表5 過去の対策内容（過去10年）

単位：千円

施設名称	年度	H24	H25	H28	R2
南出張所	耐震化	※新耐震基準			
	長寿命化		●外壁		
	その他の大規模修繕等				
	費用		913,500		
東出張所	耐震化	※新耐震基準			
	長寿命化				
	その他の大規模修繕等				
	費用				
西部出張所	耐震化		●		
	長寿命化				
	その他の大規模修繕等				
	費用		11,982,478		
中部出張所	耐震化	●			
	長寿命化				
	その他の大規模修繕等				●内部
	費用	5,565,000			800,000
東部出張所	耐震化	※耐震診断の結果、耐震化の必要無し			
	長寿命化			●外壁	
	その他の大規模修繕等				
	費用			6,965,000	

(2) 今後の基本的な方針

対象施設に係る今後 10 年間の方針を表 6 のとおりとします。なお、本方針は、社会情勢等の変化や対象施設の劣化状況等の変化に応じて、適宜見直ししながら取り組むこととします。

表 6 今後の基本的な方針

施設名称	基本的な方針
南出張所	中規模改修を目安に、必要な修繕を実施しながら施設を維持していきます。
東出張所	中規模改修を目安に、必要な修繕を実施しながら施設を維持していきます。
西部出張所	築 49 年で過去の修繕は部分的であるため、計画期間内での大規模改修の必要性を検討します。
中部出張所	築 49 年で過去の修繕は部分的であるため、計画期間内での大規模改修の必要性を検討します。
東部出張所	築 49 年で過去の修繕は部分的であるため、計画期間内での大規模改修の必要性を検討します。

7 対策の優先順位の考え方

消防施設は災害時の活動拠点として、各消防需要に対応している重要な施設であるため、有事の際に機能を損なうことのないよう施設の維持に努めなくてはなりません。

そのため、各施設の劣化状況及び過去の修繕内容等を考慮し、優先順位を決定することとします。